

各小中学校長 様

三島市教育委員会学校教育課長

緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症
への対応に関する留意事項及び感染症対策の徹底について（通知）

このたび、内閣総理大臣より、令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日までを期間として、静岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われました。

静岡県の警戒区分はレベル 6（厳重警戒）、国の警戒ステージⅣ相当が継続されています。

緊急事態宣言の対象区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第 3 章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化することが要請されています。

については、下記の内容を確認するとともに、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28 Ver. 6）』に従い、令和 3 年 8 月 20 日付け文部科学省事務連絡「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」の留意事項を踏まえ、感染症対策のより一層の徹底をお願いします。

記

1 緊急事態宣言期間

令和 3 年 8 月 20 日（金）から 9 月 12 日（日）まで

2 地域の感染レベル（令和 3 年 8 月 20 日現在）

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021. 4. 28 Ver. 6）』における静岡県及び三島市の地域の感染レベル

地域の感染レベル：レベル 3

3 夏季休業明けの臨時休業等の措置について

学習機会の確保を図るため、現時点において夏季休業明けの臨時休業等の措置は実施しない。

4 夏季休業明けの学校再開時の感染症対策の徹底について

(1) 学校生活全般

ア 健康観察を徹底する。

- ・児童生徒及び教職員、同居の家族の登校・出勤前の健康観察を徹底する。
- ・児童生徒及び教職員に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底する。同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も同様とする（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く。）。
- ・登校後においても児童生徒の体調の観察に努め、体調の不調に気付いた場合は、迅速かつ、適切な対応を取る。

イ 手洗い、手指消毒、マスク着用を徹底する。

- ・マスクの着用については、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあることを踏まえ、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、児童生徒の事情に配慮して、マスク着用の指導を行う。
- ・マスクを着用していても、大声での会話・歌唱については、屋外を含めて感染リスクが高まることを指導する。

ウ 3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話・大声での発声）を回避する。デルタ株等の変異ウイルスの強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避するようできる限りの対応を行う。

- ・可能な限り常時換気に努める。
- ・児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するよう努める。可能であれば大きい教室での授業実施も検討する。

エ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心掛けるよう児童生徒に指導する。

オ 集団感染のリスクへの対応を児童生徒に指導する。

集団感染が確認された場に共通する条件は、3つの密が同時に重なる場であることを踏まえ、教室等のこまめな換気の実施、近距離での会話や発声時の配慮等を児童生徒に指導する。また、デルタ株等の変異ウイルスの強い感染力を踏まえ、たとえ「1密」であっても回避するよう児童生徒に指導する。

(2) 各教科等

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）』54ページに示されている「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、地域の感染レベルがレベル3から下がるまで行わないようにする。

(3) 学校行事

緊急事態宣言期間中は、感染リスクが想定される学校行事について、中止または延期を検討する。

(4) 部活動

緊急事態宣言期間中は原則中止とする。

(5) 学校給食

ア 「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう徹底する。

イ 給食の配食を行う児童生徒や教職員の健康状態の確認、衛生的な服装、手指の洗浄等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代える等の対応をする。

ウ 児童生徒等の食事の前後の手洗いを徹底し、飲食時には机を向かい合わせにしないようにするとともに、黙食を基本とする。

(6) その他

ア これまでに実施の感染症対策について再点検するとともに、一層の徹底を図る。

イ 感染症対策が児童生徒や教職員にとって、過度の負担とならないよう留意する。

5 児童生徒及び、保護者への啓発について

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する、偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、例えば、保健だよりや生活だより等により正確な知識を伝達し、偏見や差別が生じないように指導する。

(2) 新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう発達段階に応じた指導を行う。また、デルタ株等の変異ウイルスについては、若年層の感染拡大が強く懸念されることから、児童生徒に対し、危機感の醸成及び基本的な感染防止対策の更なる徹底を指導する。

(3) 児童生徒等へ家庭内感染を発生させないためにも保健だよりや学校だより等を活用して、保護者も含めた家庭での感染予防の徹底について周知する。

担 当 指 導 係 江 越
電 話 番 号 9 8 3 - 2 6 7 1